

岡山市入札外部審議委員会の概要

平成30年度第2回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

平成30年8月9日(木) 午前10時00分から午前11時16分

2 開催場所

岡山市水道局 6階 研修室

3 出席委員(敬称略 五十音順)

岡崎 優子, 齊藤 政子, 中川 豊隆, 的場 真介, 和田 治郎

4 事務局

(1)岡山市

仁藤財務部長, 道広契約課長, 内海工事契約担当課長, 大月契約課課長補佐(管理係長),
安田保健体育課学校給食係長, 大木契約課物品契約係長, 堀井契約課指導係長,
黒石契約課副主査, 島契約課副主査

(2)水道局

西井水道局次長(総務部長), 國富管財課長, 御幡管財課課長補佐,
小西管財課副主査, 松井管財課主任

5 会議次第

(1)開会

(2)議題

1 岡山市抽出事案について

(1)物品契約

(2)指名停止

2 岡山市水道局抽出事案について

(1)工事契約

(2)役務契約

3 その他

6 会議概要

1 学校給食調理等に使用する機器等の購入について

委員：どうして落札率が低くなったのか、教えてほしい。

市当局：厨房機器については参考製品を複数あげて、最も価格の高いものの7割で許容価格を設定している。落札したところが最も安い機器で入れた場合は差額が大きくなるので、落札率が低くなる。

委員：一番高いものの7割というルールは、一律に適用されているのか。

市当局：最も高い製品の7割を一律に適用しているわけではない。契約課としては過去の購入事例等の落札額と比較して決めるなど、積算方法を見直すよう指導していきたいと考えている。

委員：市場価格を参考にすべき。なぜ厨房機器が一番高いのをとるのか。

市当局：納入業者はいろいろな製品を扱っており、それぞれの業者に均等に入札の機会を与える観点から参考製品の一番高いものの7割を許容価格としている。

委員：今の説明であれば厨房機器に限らず全ての案件でそういったやり方になるのが普通かと思うが、厨房機器だけ高いものをとっている根拠は何か。平均価格がよいのではないか。

市当局：厨房機器は発注から納品まで1か月半程度かかるため、不調等で入札が成立せず計画的な納品ができなかったら困るので、許容価格をそういう形で設定している。

委員：学校関係なので夏休み中に終わらせるという納期に関する特殊事情からなのか。

市当局：そうである。

委員：学校関係のこうした納品物については一番高いものをとるというやり方は規程か何かに定められているのか。

市当局：特に定めていない。教育委員会で判断して運用している。

委員：ちょっと高めになるが特殊性があるからそういう慣行なんだということだが、そういう慣行にすれば、どんなよいことがあるのか、それは実証されているのか。

市当局：本日の意見を参考に契約課と教育委員会で協議し、どういった方法がよいか検討したい。

委員：いろいろな案件で発注単位の話をしている。4台とか6台とかある程度の単位でまとまっているように見えるが、発注単位は何を基準に判定しているのか。

市当局：老朽化したもの、調子の悪いものを抽出して調査して施工可能な範囲で発注している。

委員：牛乳保冷庫は3台と6台に発注が分かれている。納入業者の納入能力に問題がなく、最初からニーズが分かっているなら、9台まとめて発注したほうが多分単価は下がるのではないか。

市当局：委員の意見を踏まえ、教育委員会で発注方法を考えていく。

委員長：確かにいろいろな観点で考慮する必要があると思うが、我々は入札制度の中で合理的な調達価格が実現されるようにという思いを持っている。何か分からないルールとか慣行とかと言われると、本当に必要なのか、誰のための慣行なのかと突っ込みたくなる。自分達の現場でやっていることが本当に誰からも疑いを持たれないようなルールなのかどうかということをもう一度検討し直してもらおうと今日の議論も意味があると感じる。

2 指名停止措置状況について

委員：反社会的行為で代表取締役とか取締役が逮捕されたという事例、元代表者とか元取締役ということになると制裁を発動しないことは多いのか。

市当局：逮捕された時に元代表者となっても、事案を起こした時の職位に応じて指名停止期間を算定し、措置している。

3 三野浄水場4号配水ポンプ整備工事について

委員：発注金額が相当大きいサービスを提供できる業者がその業者しか考えられないため、随意契約をしているということだが、発注金額の適正についてはどのように担保しているのか。

市当局：予算の制約の下、設備工事の積算基準に基づいて担当者が設計し、適正に積算している。ただ特殊物ということで、分からない部分は参考見積をとり、設計金額を定めている。

委員：同型の3号配水ポンプが平成26年に故障しているという記述があるが、故障の影響はどの程度だったのか。

市当局：通常も常時稼働しているのは6台のうち4台というようなバックアップ体制をとりながら運用させている。3号ポンプが故障した場合も外のポンプを動かす形で対応したので、送水に影響はなかったと思う。

4 グループウェア構築及び運用保守業務について

委員：落札業者だけが飛びぬけて低い額を入れたわけでもないということは、元々の許容価格が高すぎたということか。

市当局：現行システムの業者からとった見積価格をベースに許容価格を積算したが、現行システム業者も安い金額で応札しており、現行システム業者が最初に出した見積金額が正しかったのかという疑問は感じている。

委員：最初の導入費用は安いですが、保守業務は随意契約でしっかり取られるのは問題だ。何か対策は取っているのか。

市当局：このグループウェアについては、履行期限が平成36年までになっており、最初の開発費＋5年間の保守費を含めたトータルでの入札となっている。最初がいくら安くても後の保守費が高かったらいけないので、トータルの費用を抑える工夫をしている。

委員：採用実績を作るために安く入札してくるのではないか。

市当局：今回落札した業者は以前水道局の別のシステムを受注した業者であるが、現行のシステムは前回の入札で別の業者が受注している。そのため今回高い受注意欲が働いた可能性がある。

委員：文書管理とグループウェアというシステムは、さほど特殊性があるシステムではないので、参考見積の取り方としては事務コストはかかるが複数社調査したほうがよいと思う。

(終了)